

喬木村発足150周年記念ロゴマーク使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、喬木村発足150周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第2条 ロゴマークは、別図のとおりとする。

(ロゴマークの使用)

第3条 ロゴマークを使用しようとする者は、ロゴマークの使用が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、届出・申請等を行うことなくロゴマークを使用することができるものとする。

- (1) 本村の信用や品位を損なう、又は損なうおそれがないこと。
- (2) 自己の商標や意匠にするなど、独占的に使用しないこと。
- (3) 法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれがないこと。
- (4) 特定の政治又は宗教の活動に利用しないこと。

(遵守事項)

第4条 ロゴマークの使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの形状及び色（単色を除く。）を変更して使用しないこと。
- (2) ロゴマークを自己の商標若しくは意匠に使用せず、又は商標権、意匠権等の知的財産権の申請をしないこと。
- (3) 村の信用又は品位を損ない、又は損なうおそれがあるようなロゴマークの使用をしないこと。
- (4) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあるようなロゴマークの使用をしないこと。

(使用期間)

第5条 ロゴマークを使用できる期間は、令和7年3月31日までとする。

(使用中止の措置等)

第6条 村長は、ロゴマークを使用している者が第3条から前条までの規定に違反していると認める場合は、ロゴマークの使用、その使用商品等の回収又は生産、加工若しくは提供の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。

2 前項の規定に基づく処分によって、ロゴマークを使用している者又は使用していた者に損害が生じても、村はその責めを負わない。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、
村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。